

# 銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註（一）

佐藤直人  
仲山茂

はじめに

今から約三〇年前の一九七二年、山東省臨沂県銀雀山一号墓より、大量の竹簡が出土した。

山東省博物館・臨沂文物組「山東省臨沂西漢墓発現『孫子兵法』和『孫臏兵法』等竹簡的簡報」(『文物』一九七四(一))によれば、この漢墓は墓葬形式ならびに伴出遺物の形式、および二号墓出土の「元光元年歴譜」なる文書存在から、前漢武帝期に造宮されたと推定される。また呉九龍「銀雀山漢簡齊国法律考析」(『史学集刊』一九八四(一四))によれば出土竹簡の文字は漢代の隸書体で記載されており、その字形からして、書写年代は文・景帝期から武帝期初頭にかけての時期と考えられている。わけでもこの書物群には、『孫子兵法』

『孫臏兵法』『尉繚子』『六韜』等戦国諸子の著作が含まれることから、一号墓出土の竹簡は戦国時代に成立した書物が前漢に伝えられたものとして、諸研究者の注目を集めることとなった。とりわけ『孫子兵法』『孫臏兵法』の二つの書物が同時に出土したことは、かねて議論の対象となっていた兵家の祖と目される「孫子」に関し、春秋末期の孫武と戦国時代の孫臏と同一人物であるのか否かの問題に大きな判断材料を提供し、「孫子」は一人の人物よりなるという『史記』の記載を再評価することとなったことについては、改めて贅言を要しないであろう。

ただそのせいもあるうか、銀雀山漢簡の検討・分析は、大陸、それに日本とも上述の『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『六韜』等の戦国諸子の著作に集中する傾向を示し、それに

外れる書物群に対しては十分な関心がはらわれているとはいえないことも事実である。無論、戦国諸子の著作の殆どが秦代に焚書の対象となったという歴史的経緯を踏まえるならば、戦国諸子の、それもまとまった量をもつ書物の出現に際し、大きな関心が向けられることは十分に首肯出来るものである。しかし銀雀山漢簡には、そうした戦国諸子の著作とは些か性格を異にする書物群も含まれ、これらもまた戦国時代からの伝来書物と考えられることから、その史料の価値は戦国諸子の著作のそれと決して遜色のあるものではない。かかる書物群のなか、『守法守令等十三篇』と整理されたものは『墨子』『管子』等の文献と内容的に連関をもち、現行本の再検討なしは成立経緯をたどる手がかりをもつものである。と同時に、ここには「庫法」「田法」「市法」等国家の存立をはかるうえで重要な事項を規定したものが多く含まれ、これらの文書からなる『守法守令等十三篇』は法制史料としての性格も大きい。したがって『守法守令等十三篇』は、かねて史料制約の大きかった戦国国家の制度を窺う上で少なからぬ価値をもつものといえよう。

さてかかる史料の価値をもつ『守法守令等十三篇』は、一部の先学においても注目を集め、その全般的な性格を論じた

ものに限ってみても、先述の呉論文のほか、劉海年「戦国斉国法律史料的重要発現―読銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』」、『法学研究』一九八七―二、池田雄一「銀雀山漢墓出土『守法等十三篇』について」(唐代史研究会編『東アジア古文学の史的研究』刀水書房、一九九〇)等の論者が発表されている。しかし前者ではこれを戦国斉の法制史料とする一方、後者ではその成立は戦国時代に遡るとするものの、これが戦国斉のものであるのか否かは即断出来ないとし、かように『守法守令等十三篇』の史料性格の基本的部分に関わるところですら見解の一致は見られていない。

加えて、銀雀山漢簡の出土以降、一九七四年の居延新簡、一九七五年の雲夢睡虎地秦簡、一九八七年の包山楚簡等、新たな史料の出土が相次いだ。これら新出史料への対応の必要もあったのであろうか、これら新出史料の出現が、一時、銀雀山漢簡に対する関心をやや低調にした感があることも否めない。だが、こうした新出史料の出現は比較対照とすべき材料の増加を意味するものであり、ひいては銀雀山漢簡に対して、より踏み込んだ理解をはかることが可能となったことを意味するものでもある。

かかる状況を踏まえ、われわれ名古屋大学大学院文学研究

科東洋史学研究室では、銀雀山漢簡の史料性格と戦国国家の制度を追究する一環として、二〇〇〇年四月より中国古史の大学院演習において江村治樹教授の指導のもと、『守法守令等十三篇』を読み進めてきたが、このたびその検討結果を訳註という形でまとめようという気運が生じ、ここにその一部である「守法守令」篇を公表することとなった。

ここでは銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五)を底本とした。訳註のなかで「テキスト」と呼んでいるのがそれである。また「守法守令」篇に関しては、このテキスト以後刊行された注釈書として劉海年・楊升南・呉九龍編『中国珍稀法律典籍集成』甲編第一冊(科学出版社、一九九四)『守法守令等十三篇』があり、また昨年には訳註として早稲田大学簡帛研究会による「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』の研究(一) 守法・守令篇」(『中国出土資料研究』六、二〇〇二)が公表された。これら両者についても必要に応じて触れていくが、後者は本訳註では『早大』と呼んでいる。特にこの『早大』は先行する訳註として触発される点が大きかったが、今回のわれわれの検討作業とは意見を異にしている部分も少なからずある。われわれの訳註により『守法守令等十三篇』の史料性格ならびに戦国国

家の制度の解明が些かなりとも進むならば、これに優る喜びはない。

なお今回の検討作業に参加した者は以下の通りである。

黒川真輝、橋本明子、石田和敏、原田昌則、飯田祥子、仲山茂、佐藤直人(以上、東洋史学研究室)、王萍(中国文学研究室)、秋元悦子(南山大学)

(佐藤直人記)

## 凡例

本稿は、銀雀山漢簡に関する訳註の一部であり、底本として銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五、以下テキストと称する)を使用した。構成は、標題、原文、書き下し文、註、訳文の順序からなる。その際、原文・書き下し文における数字は簡番号、□は一字不明、……は字数不明、【】は文意より欠字を補ったもの、( )は異体字もしくは通仮字をそれぞれ意味する。また書き下し文に附した註はわれわれ訳註者によるものであるが、必要に応じてテキストにある註釈を「原註」、早稲田大学簡帛研究会「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』の研究(一) 守法・守令篇」(『中国出土資料研究』六、二〇〇二)の註釈を『早

大』として紹介している部分がある。

## 守法守令篇

一<sup>①</sup>

(1) ここには標題木牘に「守法」「守令」とあるものが分類されている。銀雀山漢簡出土当初、羅福頤は『墨子』号令篇に符号するものが一つ、『墨子』の佚文が四二ある」とし、これらの竹簡を「墨子殘簡」と位置付けた(『臨沂漢簡概述』『文物』一九七四—二)。羅福頤は以後も『墨子』備城門、備蛾傳、号令との類似性を指摘し、「墨子殘簡」とする見解を保持した(『臨沂漢簡所見古籍概略』『古文字研究』一一、一九八五)が、銀雀山漢墓竹簡整理小組「銀雀山竹書《守法》《守令》等十三篇(『文物』一九八五—四)は、これを「一」と章立てした部分に配置し、そこに「内容は、『墨子』の「備城門」及び「号令」等の篇と近く、おそらくは標題木牘に見える『守法』及び『守令』の兩篇に属すると思われる」と註記し、羅福頤の見解を全面的には採用せず、

これがテキストにそのまま継承されている。こうした「墨子殘簡」から『墨子』に近いもの」という評価の變化は、テキストの「編輯説明」にある『守法守令等十三篇』は標題木牘に依拠して整理した」という叙述(一〇頁)を踏まえるならば、おそらくは標題木牘の発見が羅福頤の検討には間に合わず、『文物』における整理作業の過程において発見かつ注視されたために生じたものと考えられる。

## 守法<sup>①</sup> 767

(1) この標題簡には冒頭部分に横棒状のラインがある。『早大』にも指摘があるように、こうした標題簡における特徴は十三篇においてしばしば見られ、例えば「庫法」「王兵」「李法」「委積(委法の別称か)」「兵令」等の標題簡に確認される。おそらくは標題簡を明示するための記号と思われるが、かかる記号は、標題簡ではないものの馬王堆出土の遺策の竹簡にも、「右」とする総括的な表現をとる部分の簡においても確認される。なお「守法」の語は、『墨子』備城門に「守法 五十步丈夫十

人、丁女二十人、老少十人、計之五十歩四十人。……」  
と見え、備城門においても標題的な使用がなされている  
ことは注目されてよいであろう。

戦国応敵……□固守。戦国者、外脩(修)城郭、内脩(修)  
甲戟矢弩。万乗之國、郭方七里、城方九七六八【里、城高】  
九仁(仞)、池□百歩。国城郭……【郭】方十五里、城方五  
里、城高七仁(仞)、池広八十歩。大県七六九……  
戦国は敵に應ずるに……□固守す。戦国は、外は城郭を脩  
(修)め、内は甲戟矢弩を脩(修)む。<sup>③</sup>万乗の国は、郭方七  
里、城方九七六八【里、城高】九仁(仞)、池□百歩。国の  
城郭は……【郭】方十五里、城方五里、城高七仁(仞)、池  
広八十歩。大県は七六九……

(1) 楊寛は『尉繚子』『戦国策』の記述に基づき、戦  
国時代における「戦国」の語とは、「侵略戦争を進める  
七大強国(韓、魏、趙、燕、斉、楚、秦)を指す」とす  
る指摘を行なっている(『戦国史(増訂本)』上海人民出  
版社、一九九八、一〇二頁)。しかしここにおける「戦  
国」は、そうした限定的な内容をもつものとは必ずしも

いえ、やや抽象化された「戦争に臨む国」といったほ  
どの意味ではないかと思われる。

(2) 「城」は内城、「郭」は外郭を意味する。「内城」  
内は宮殿、官署の所在地であり、「内城」外「外郭」内  
は一般人の居住区域、および市や手工業工場の所在地で  
ある。内城外郭を伴う戦国城址としては、禹王城(魏国  
都「安邑」。陶正剛・葉学明「古魏城和禹王古城調査簡  
報」『文物』一九六二・四・五)、東周王城(周国都「洛  
陽」。洛陽発掘隊「洛陽澗瀆東周城址発掘報告」『考古学  
報』一九五九・二)等がある。佐原康夫「春秋戦国時代  
の城郭について」(初出一九八六。『漢代都市機構の研究』  
汲古書院、二〇〇二、第一部第一章)では、戦国城址の  
事例において内城外郭式のものには少数に属し、最も一般  
的なものは外郭式、すなわち一重の方形城郭であるとの  
指摘がある。

(3) 『墨子』七患に「倉に備粟無くんば、以て凶饑を  
待つべからず。庫に備兵無くんば、義有りと雖も義無き  
を征する能わず。城郭の備え全かざれば、以て自守すべ  
からず」とあり、『墨子』においても、防衛戦における  
城郭の保全と武器の備蓄とが重視されていることが確認

できる。

(4) 「万乗の国」については、一般に「天子の国」を指すとされているが、『墨子』非攻中に「今、万乗の国、墟城は千を数え、以て入るに勝えず」、また『荀子』仲尼に「寵を万乗の国に擅まんにして、必ず後患無きの術を求むるには、之れを「人と」同じすることを好むに若くは莫し」とある。更に「万乗の君」という表現もあり、『孟子』公孫丑上に「北宮黝の勇気を養うや……褐寛博にも受けず、亦た万乗の君にも受けず」とあり、戦国時代において「万乗の国」には「大国」といった意味が含まれており、ここでの「万乗の国」もそうした意味にとるべきであろう。

(5) 原註では「郭方七里」の「七」字の上に「十」字を脱している、としている。下文にある「郭方十五里、城方五里」という郭と城の比率が三…一であることを踏まえると、『早大』に指摘があるように、あるいは脱しているのは「十」ではなく、「廿」ではないかとも考えられる。とりあえず「郭方十七里」として郭の規模をみると、「十七里」は約六八八五mに相当する。「方〇里」という表現は、一般に城壁一辺の長さを表示したものと

される。戦国城址では燕下都のごとく九kmのような例もあるが、一般の国都は一辺が四〜五kmであり、そうなる」と「十七里」とする城壁規模は、例えば臨淄故城(斉国都「臨淄」。東城壁五二〇九m、南城壁二八二一m、西城壁二八一二m、北城壁三三二六m)といった戦国諸国家の国都を越えるものとなり、巨大な都市スケールとなる。佐原康夫前掲論文、江村治樹「戦国時代の都市の性格」(初出一九八六、一九八九。『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、二〇〇〇、第二部第三章)参照。

(6) 城壁の高さに関し、燕下都、鄭韓故城では、現在でも一〇mを越える高さの城壁が残存していることが確認される。江村治樹「戦国都市遺跡表」(江村前掲書第二部表九)参照。

(7) 「池」に関しては、『墨子』備城門に「我が城・池修まり、守器具わり、樵粟足り、……」、また『孟子』公孫丑章句下に「城の高からざることあらざるなり、池の深からざることあらざるなり、……」とあり、戦国時代の都市には城・郭などとともに、『早大』にも指摘があるように、「池」すなわち濠が防衛施設として整備さ

れていた。発掘事例では、例えば禹王城では濠の幅三〇mとある（前掲「古魏城和禹王古城調査簡報」）。佐原康夫前掲論文では、おおよその傾向として、城の大小に関わりなく濠の幅は二〇～三〇m前後であるとすする指摘がなされている。となると「広」を「幅」と解すると、「池広百歩」「池広八十歩」は、各々一三五m、一〇八mとなり、あまりにも非現実的な数値とせざるをえない。あるいは「歩」には、「片足を踏み出す長さ」という意味もあることから、通常の「一步」（一・三五m）の半分、約〇・六七mと考えると、それぞれの濠の幅は六七m、五三mとなるが、これでもかなり実測値から超過する。そもそもここで述べられている「郭」の規模が巨大に過ぎることを踏まえると、これは「理念的」な濠のスケールと解するべきであろう。

(8) 原註では「郭方【十】七里……池【百歩】までを「国城郭」にかかる城郭規模とする。しかし「国城郭」以下は文章が欠落しており、ここに「国城郭」に関する別な記述があり、「国城郭」以下が上のものとは別個の内容をもつ文章として存在していた可能性がある。また次註参照。

(9) 原註では「【郭】方十五里……池広八十歩」までを「大県」にかかる城郭規模とする。ところが「庫法」では「……【大県】百里、【中】県七十里、小県五十里。大県二万家、中県万五千家、小県万【家】……」とあり、これからすると「大県」は百里の面積をもつものと理解されるが、単純に平方根を求めるとその一辺は十里となる。となると「【郭】方十五里」を「大県」の外郭とするには齟齬が生ずる。また『戦国策』秦策二に「宜陽は、大県なり。上党・南陽、之れに積むこと久し。名は県為るも、其の実は郡なり」とあり、韓の宜陽が「大県」であることが述べられている。宜陽の城壁規模は、同・東周策二に「宜陽は、城方八里（約三三四〇m）」とあるものの、発掘調査では、東西寛一八一〇m、南北寛二二二〇mであり（趙安傑「戦国宜陽故城調査簡報」『中原文物』一九八八―三）、ここにあるのが「理念的」な過大な表現としても、この城郭のスケールを「大県」のものとするには無理があるように思われる。したがってこの部分は上のものとは別個に「大県」以下の文章が続いたものと解すべきと考えられる。

(訳文) 戦争に臨む国は、敵に応戦する際に、……□固守する。戦争に臨む国は、外には城郭を整備し、内には甲戟矢弩を整備する。大国の国都では、郭は一辺十七里(約六八八五m)、城は一辺九里(約三六四五m)、城の高さは九仞(約一四m)、濠の幅は百步(約一三五m) [ないし約六七m] である。一般の国都の城郭では……郭は一辺十五里(約六〇七五m)、城は一辺五里(約二〇二五m)、城の高さは七仞(約一一m)、濠の幅は八十步(約一〇八m) [ないし約六七m] であり、大県では……

……数也。中県・小県以民戸770……

……数なり。中県・小県は民戸の……を以て770……

(1) 人口規模に応じて県を何らかのランク付けすることを意図したものと思われるが、不詳。

……大県二万家、中県・小県以民戸之数制之771。……

……大県は二万家、<sup>①</sup>中県・小県は民戸の数を以て之れを制む。

771……

(1) 『戦国策』趙策三に「今、千丈の城、万家の邑相い望むなり」とあり、往古の零細な規模の都市状況と對比して、戦国時代における趙の一带には、一辺が千丈(約二二五〇m)の城壁をもち一万家の人口をもつ都市が密集していたことを述べる。また馬王堆出土帛書『戦国縦横家書』第二六章にも「梁の東地、尚方五百餘里あり。而うして梁とともに千丈の城、万家の邑たる大県十七、小県の市有る者卅有餘あり」とあり、すなわち魏の東方領域には、一辺が千丈の城壁をもち一万家の人口をもつ「大県」が十七あると述べられている。このように三晋地域には、巨大な都市が展開していたことが窺えるが、『戦国縦横家書』では一万家の人口規模をもつ県を「大県」とする。この「大県」の城壁規模は、先引した『戦国策』の「大県」たる宜陽の実測スケールと殆ど一致し、それ故『戦国縦横家書』の記述は、ほぼ現実を踏まえたものといえ、人口規模についても「万家」が「大県」の実態を反映している可能性は高いものと思われる。渡邊卓「墨家の守禦した城邑について」(初出一九六四。『古代中國思想の研究—孔子傳の形成—』と儒墨集團の思想と行動—) 創文社、一九七三、第三部第二

篇第二章)では、『戦国策』にある「万家」は、城壁の規模からして「三万家」と改めるべきとするが、おそらくは「万家」ではであろう。尤も「三万家」規模の「県」が存在しなかったわけではない。やや時期は降るが『史記』陳丞相世家に曲逆県(秦恒山郡)が秦代において三万戸以上の人口規模を有していたことが述べられている。だがこれは当該記事において例外的事例として扱われており、一般化することは難しい。また『漢書』百官公卿表の県令・長の条に「万戸以上は令と為す」とあり、前漢においても「万戸」が大きな県の指標とされていることなどを踏まえると、戦国時代の「大県」の人口規模も「万家」を基準としていたものと考えられる。となるとここで「二万家」を「大県」の人口規模と設定する記述は、実態を反映したものとは考えにくいものと思われる。ところで当簡では、県を大中小の三段階に区分するが、先引した「庫法」にも「大県二万家、中県万五千家、小県万【家】」と、「大県」を「二万家」とし、また県を三段階に区分する把握形式が見られる。戦国時代の県の区分は、上に見た『戦国縦横家書』にあるごとく、大県・小県の二ランクによるものが一般的であり、三ランクに

よる県の把握形式は戦国諸文献には見られず、銀雀山漢簡特有のものといえよう。

(訳文) ……大県は二万家とし、中県・小県は民の戸数を以てこれを定める……

……□数也。弊広母下二尺八寸、長母得下三尺四寸。甲入一。弩矢甲戟鉄772 鈔諸有束□773……

……□数なり。弊の広さは二尺八寸を下る母く、長さは三尺四寸を下るを得る母かれ。甲は人ごとに一。弩矢甲戟鉄772 鈔は諸もろに束□……有り773……

(1) 原註では、「弊」を「蔽」もしくは「駮」の意とする。「蔽」は「蔽」に通じ、「蔽」は「蔽」に通ずる。

「蔽」と「駮」は音が同じであることから、原註の通り「弊」は「駮」の意があるとも考えられる。『方言』九に「盾。関より東は、或いは之れを蔽と謂い、或いは之れ

を干と謂い、関より西は之れを盾と謂う」とあることから、「弊」は「駮」は、「関東」の言葉であり、ひいては銀雀山漢簡の原型は斉を含む東方地域に成立したという可

能性も出てくる。

(2) 林巳奈夫『中国殷周時代の武器』(初出一九七二、朋友書店、一九九九)第一章「干、戣、櫓」では、出土事例からみて、上下の長さ六〇cmぐらいのものが小型のタテ「干」、八〇〜九〇cmのものが中型のタテ「戣」、それ以上のものが大型のタテで置盾である「櫓」と比定している。戦国時代のものとしては長沙五里牌四〇六号墓出土の二つのものを紹介し、その幅は不明であるが、高さはそれぞれ六二・五cm、六三・八cmであるという。

この事例を踏まえると、ここでのその幅約六三cm、長さ約七六cm、という最低数値はタテとしてかなり現実的な大きさであるといえる。

(3) 『史記』秦始皇本紀・集解に「徐廣曰く『鏃は、一に銛に作る』とあり、更に「鏃」は『方言』九に「鏃は、之れを鉞と謂う」とある。林巳奈夫前掲書第二章第三節「矛の種類の名称」に、「鉞」とは剣に似た刀身をもつ矛の一種であり、矛がソケットで柄に装着するのに対し、「鉞」は莖(なかご)で柄に装着するという特色があることが指摘されている。ここの「銛」も「鉞」であろう。

(4) 「束」について『説文』に「束、……読みて刺の若し」とあり、また『集韻』に「棘、亦た省かる」とあるごとく「束」の繁文として「棘」があり、「束」は、「刺」もしくは「棘」に作られることがあった。林巳奈夫前掲書第一章「戈と戟」では、戈と戟のなかには春秋後期から戈の胡や、戟の矛の部分および戈の部分の胡に、突起をもつものが現れ、その突起部分は「刺」や「棘」と呼ばれたことを指摘する。あるいはここは、そうした突起「刺」「棘」をもつ戟や鉞を指すものと思われる。

(訳文) ……□数である。盾の幅は二尺八寸(約六三cm)を下回ることなく、長さは三尺四寸(約七六cm)を下回ってはならない。甲は人ごとに一つとする。弩矢、甲、戟鉄銛(鉄製の鉞)には諸もろに突起□……が有り……

……【鉄銛長十】六尺大半尺者人一、十四尺半者人一、戟長十二尺半者人一、弩774人一、檠人一、必□□□775……  
……【鉄銛の長さ十】六尺大半尺の者は人ごとに一、十四尺半の者<sup>1)</sup>は人ごとに一、戟の長さ十二尺半の者<sup>2)</sup>は人ごとに一、弩774は人ごとに一、檠は人ごとに一、必ず□□□775……

(1) 先にみたように「鉞」とは矛の一種である「鉞」であると考えられる。秦兵馬備坑出土の「鉞」で全長が完全に残っているものは三・五九〜三・八二mであり(王学理『秦俑專題研究』三秦出版社、一九九四、第二部分「戟、秦俑兵器芻論」)、ここでの数値と一致する。それ故ここで述べる「鉄鉞」の「十六尺大半尺」「十四尺半」とは、柄の長さを含んだものとなる。

(2) 『周礼』考工記・廬人に「車戟は常」とあり、鄭玄注には「八尺は尋と曰い、倍せる尋は常と曰う」とあり、戟の長さが「常」、すなわち十六尺 $\parallel$ 約三・六mとする。曾侯乙墓出土の戟の全長は三・三m前後であり(湖北省博物館編『曾侯乙墓』文物出版社、一九八九、第三章「随葬器物」)、考工記の記述とはば一致する。ここの戟の長さは「十二尺半」とあり、それよりやや短くなっているが、秦兵馬備坑出土の戟で全長が完全の残っているものは、二・八八mであり(王前掲書)、ここでの数値と一致する。おそらくは考工記、曾侯乙墓の戟が車戦用のものであり、車上から攻撃を行ないうる戟と、そうではなく秦兵馬備坑に見えるもののごとく、歩兵戦もしくは城の防御戦の際に使用する戟とは、その柄の

長さに差異が存した可能性がある。

(訳文) 鉄鉞(鉄製の鉞)の全長十六尺大半尺(約三・七m)のものは人ごとに一本とし、十四尺半(約三・三m)のものは人ごとに一本とし、戟の全長十二尺半(約二・八m)のものは人ごとに一本とし、弩は人ごとに一つとし、盾は人ごとに一つとし、必ず□□□□……

……【守】城之法、適(敵)在城下、及且傳攻、不□776……  
……【守】城之法、適(敵)城下に在り、及び且に傳攻せん  
とすれば、□……せず776……

(1) この部分、写真による判読は非常に困難である。ただし「守城之法」という語は、『墨子』旗幟や号令に見え、どちらも「城の防衛上の原則」という意味をもち、敵側の攻撃態勢がかくかくであればそれに応じて防御の態勢をしかじかとする、という内容の文章の冒頭句として使用されており、ここでの用法と一致する。

(2) 「適」と「敵」が通用することは、戦国・秦漢時代の文献に頻見する。例えば『墨子』備城門に「適人為

穴而來」とあり、『史記』周勃世家に「與戰却適」とあ

人779 ……

る。また出土文字資料でも、雲夢睡虎地秦簡・法律答問  
421（『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一、の  
簡数による）に「誉適以恐衆心者、膠」、居延漢簡に  
「却適隳卒孫昌 同母弟孫良□十□」（二四・五〇）な  
どとあり、戦国から漢代にかけて通用していたことがわ  
かる。

（3）「傳攻」の語は、後出する「蛾（蟻）傳」と同義  
と考えられる。

（訳文） ……守城の法として、敵が城下にあつて、城壁  
にとりつき攻撃してこようとしてきた場合、□ ……して  
はならない ……

……斬。守城之法、客四面蛾（蟻）傳之、主人先知之、主人  
利。客777 ……【上】遂広五百歩、中遂三百歩、下778 ……  
遂、丈夫千人779 ……

……は斬す。守城の法<sup>1</sup>、客四面より之れに蛾（蟻）傳<sup>2</sup>するに、  
主人先んじて之れを知らば、主人利す。客777 ……【上】  
遂は広さ五百歩<sup>3</sup>、中遂は三百歩、下778 ……遂は、丈夫千

（1）原註ではこの文章は、『墨子』備城門「客馮面

して之れに蛾傳す。主人則ち先んじて之れを知らば、主  
人利し、客病む。客攻むるに遂を以てし、十万の衆、攻  
むるに四隊を過ぐる者無し。上術は広さ五百歩、中術は  
三百歩、下術は百五十歩。諸もろの百五十歩に尽きざる  
者は主人利して客病む。広さ五百歩の隊は、大丈夫千人、  
丁女二千人、老小千人、凡そ四千人にして、以て之れに  
応ずるに足る。此れ守術の数なり」に近いものであるこ  
とを指摘する。渡邊卓「墨家の兵技巧書について」（初  
出一九五七。渡邊前掲書所収）では、備城門はその原型  
が成立した後も増補改訂が継続していた「未整理の文獻」  
であるとす。あるいはこの文章は、そうした改訂作業  
中に生じた『墨子』佚文であるのかもしれない。

（2）「蛾傳」の語は、『墨子』備城門や備蛾傳などに見  
える。備蛾傳には「子墨子曰く『子、蛾傳の守りを問う  
か。蛾傳は將の忿れる者なり』と」とあり、問詰に「洪  
〔頤煊〕ニ云えらく、『孫子』謀攻篇に『將、其の忿怒に勝  
えずして之れに蟻附す』とあり。蛾傳は即ち蟻附なり。…  
古字通用す」とある。「蛾（蟻）傳」の意味は原註にあ

るように、蟻のくつつくように大勢の兵士を一度に城壁にむらがり攻撃させる」というものである。

(3) 原註では、『史記』蘇秦列伝・索隱「遂は、道なり、『墨子』備城門「客、攻むるに遂を以てす」、攻むるに四隊を過ぐる者無し」、「上術は広さ五百歩」を引き、「遂」「隊」「術」は音通し、いずれも「攻城の道」を指すとす。渡邊卓「墨家の守禦した城邑について」(前掲)では、『墨子』備城門の文章の検討を通じて、これら三つの語にはニュアンスの差があり、「遂」は「攻城の道を作ること」、「隊」は「攻城の道に配備された軍隊」、「術」は「塹壕に相当するもの」とするが、『早大』も指摘するように当簡を踏まえると必ずしもそのような区別が設けられるのかどうか疑問である。

(訳文) ……した場合は斬に処す。守城の法として、敵が四面の城壁にむらがり攻めてきた場合、味方が先にこれを知れば、味方に有利である。敵が……最も上策の攻撃路はその幅五百歩(約六七〇m)、それに次ぐ中策の攻撃路はその幅三百歩(約四〇〇m)、下策の……攻撃路は、丈夫千人……

……者万人、老不事者五千人、嬰兒五千人、女子負嬰7800……  
……者万人、老の事とせざる者五千人、嬰兒五千人、女子の嬰を負う780……

(1) 『説文』に「事は、職なり」とあり、『爾雅』釈詁に「事は、勤なり」とある。また『漢書』景帝紀・後二年夏四月の条に「官職を事とせずして耗乱する者は、丞相以聞して其の罪を請え」とある。この「不事」も、「定められた役割を果たせない」という意味であろう。

(2) この部分は、防衛戦における住民の総動員体制を述べたものであろうか。『商君書』兵守に「三軍、壮男を一軍と為し、壮女を一軍と為し、男女の老弱者を一軍と為す」とあり、『墨子』備城門に「広さ五百歩の隊は、大丈夫千人、丁女二千人、老小千人、凡そ四十人にして、以て之れに応ずるに足る」とあり、広範な人々の防衛戦動員が見られる。原註にはかかる観点からの言及はないが、渡邊卓「墨家の兵技巧書について」(前掲)では、老弱婦女までも動員している部分は「兵民合体の防御編制」であり、これは墨家としては比較的初期に属するものであるとする。

……百人以下之吏、及與□及伍人下城從……不操其旗章、從人非其故教也、千人781將以下、止之母令得行、行者吏與□□当尽斬之。千782……

……百人以下の吏<sup>①</sup>、及び□<sup>②</sup>と及び伍人の城より下り從……其の旗章を操らず<sup>③</sup>、從人の其の故との数にあらざるや、千人781の將以下、之れを止め行くを得さしむる母く、行く者の吏と□□は当に尽く之れを斬すべし。千782……

(1) 原註では、これ以下の部分は備城門「城持」[問詰]「持」を「將」とする]、出ずるに必ず明填「問詰」、「填」を「旗」とする]を為り、吏民をして皆な之れを知らしむ。一人より百人以上は、持「問詰」、「將」とする]、填章「問詰」、「旗章」とする]を操らず、從人其の故との人、乃「問詰」、「及(および)」とする]其の積章「問詰」、「旗章」とする]にあらざるは、千人の將以上、之れを止めて行くを得さしむるなく、行きて吏卒の之れに従うに及ばば、皆な斬す」に近いことを指摘する。

(2) 原註では、この文字の右側が「車」に従っており、また『周礼』地官・族師の「五人は伍と為し、十人は聯と為す」とあることから、この文字を「連」と解し、

「聯」と同義とする。写真では判読が困難であり、そのように解しうるのか判断がつかない。ここでは不明字とし、読むのを保留する。

(3) 「旗章」については『尉繚子』兵教に「將、其の旗を異にし、卒、其の章を異にすれば……」、同・卒卒令に「章に五章有り。前の一行は蒼章、次の二行は赤章、次の三行は黄章、次の四行は白章、次の五行は黒章」とあり、また上孫家寨一一五号漢墓出土の木簡に「[將] [異] 其旗、卒異其徽□(一〇号簡)」、「●左什肩章青、前什肩章赤、中什[肩]章□□□□肩章□黒」(三六二・三四五号簡)とある(青海省文物考古研究所『上孫家寨漢晋墓』文物出版社、一九九三)。これらからすると「旗章」とは、「將」レベルの者をもつ「旗」と、配下の兵卒レベルの者が肩につける「章」との二つからなるものと考えられる。久保田宏次「青海省大通県上孫家寨一一五号漢墓出土木簡の考察―特に漢代の部隊編成を中心として―」(『駿台史学』七四、一九八八)では、上掲『尉繚子』、上孫家寨漢簡に依拠し、「章」には、左・右・中・前・後の部隊を識別する、青・赤・黄・白・黒の五色があったとしている。

(4) 原註では、備城門では「以下」に作っているが、

当簡によりそれは誤りであろうとする。あるいはその可能性もあると思われるが、備城門における「以上」と当簡における「以下」とどちらが是であるのかの確定的な判断はつかない。ここではとりあえず、当簡の記述のまま読んでおく。

(訳文) ……百人以下を率いる吏、及び□とともに、及び五人組が城から降り従…、その旗・章を所持せず、従っていった人間が、出ていった時のもとの人数と同じでない場合、千人の部隊を率いる将以下は、彼らを止めて通行させず、出ていった者に帯同した吏と□□とは全員斬刑に処されなければならない。千…

…千丈之城、必郭逆之、主人之利也。不783…衆少、裾(倨)拘(句)而庇之。此守城之數也。不在此其中者、□784…

…千丈の城、必ず郭に之れを逆えば、主人の利なり。<sup>①</sup>…せざれば783…衆少、裾(倨)拘(句)<sup>②</sup>に…して之れに庇す。此れ守城の數なり。此の其の中に在らざる者は、□

784…

(1) 原註では『墨子』号令「敵人但だ至らば、千丈の城、必ず郭に之れを迎えば、主人利す。千丈に尽くさざれば、迎うるなかれ。敵の居曲・衆少を視て之れに庇す。此れ守城の大体なり。其の此の中に在らざる者は、皆な心術と人事もて之れを参ず」に近いことを指摘する。渡邊卓「墨家の兵技巧書について」、「墨家の守禦した城邑について」(前掲)では、『墨子』において号令はその成立が最も早い部類に属し、また「千丈の城」に示されるような大規模な都市の防衛対策を述べること等から、これを末期墨家にかかるものとしている。

(2) 『墨子』号令の当該部分の間話では「曲隘」あるいは「部曲」の意とするが、原註では『淮南子』兵略「動作周還し、倨句詘伸し、巧みに詐るべき者は、皆な善にあらざる者なり」、「荀子」宥坐「其の流るるや、埤下して裾拘し、必ず其の理に循う」、楊倞注「裾は、倨と同じ。方なり。拘は読みて鉤と為る。曲なり」を引き、『裾拘』『居曲』とし、それは方・円の意であり、敵側の進攻時の隊形を指すとす。原註に従うべきであろう。

(訳文) ……一辺千丈(約二二五〇m)の巨大な城では、必ず郭においてこれを迎え撃てば、味方に有利である。……してはならない。……「敵軍の」多寡や攻撃隊形に……して対処する。これが守城の方法である。このなかで言及していないものは□……

……不與。在五歩一人中。守城之令、主人毋得與客言、毋得遇785……

……與にせず。五歩に在いて一人中つ。守城の令、主人は客と言うを得る母く、<sup>①</sup>……遇するを得る母く785……

(1) 原註では『墨子』号令の「客・主人、相いともに言い、相い籍るを得るなかれ」を引く。この号令の「客」「主人」に関し、岑仲勉『墨子城守各篇簡注』(中華書局、一九五八)では、それぞれ敵と味方を指すものとする。

(訳文) ……をともしない。五歩(約六・七m)ごとに一人をあてる。守城の令では、味方は敵兵と言葉を交わすことが出来ないようにし、……会えないようにし、……

……挙手指摩(麾)、姦詐之所橐(托)也。□786……  
……手を挙げ指摩(麾)<sup>①</sup>すれば、姦詐の橐(托)する所とならん。□786……

(1) 原註では号令「手を挙げ相い探り、相い指し、相い呼び、相い摩り……及び令にあらざして、しかして敵に動移を視しよす者は斬す」を引き、「摩」字は「麾」と読むべきであり、この二字はどちらも「麻」聲に従い、音が近く相い通ずるとする。「指麾」の語は『孟子』議兵に「湯・武の桀・紂を誅するや、拱揖指麾して強暴の國も趨使せざる莫し」、『韓非子』外儲説右下に「鞭箠を操り指麾して人を趨うながし使わば、則ち万夫をも制せん」と見え、指図する<sup>か</sup>という意味がある。号令に依拠するならば、当簡も籠城戦における味方の動静を敵に見せないという原則を示しているものではなからうか。

(訳文) ……手を挙げて指図などしたら、(敵の)詐術に乗せられるところとなる。□……

……去其署者身斬、父母妻子罪787……

……其の署を去る者は身ずからは斬せられ、父母妻子は……に罪せらる<sup>1</sup> 787……

(1) 原註では『墨子』号令「擅まに署を離るれば戮す」を引く。号令には他にも「署を離れて聚語する者は断ず」、「署の左右を離れて共に他の署の左右に入り……私家の事を治め、卒・民の相い盜まば、家室の嬰兒まで、皆な断じて赦す無し」とあり、城の防衛において「署」すなわち「持ち場」からの離脱は嚴罰の対象となっていたことがわかる。

(訳文) ……その持ち場を離れる者は本人は斬罪に処せられ、その父母妻子は……の罪に処せられる……

……有法。父母妻子與其身同罪。諸<sup>1</sup>争788……  
……に法有り。父母妻子は其の身と罪を同じくす。諸もろ<sup>1</sup> 争は788……

(1) 『墨子』号令に「若し城を以て外の為めに謀らんと欲する者は、父母・妻子・同産皆な断ず」、「私怨を以

て城若しくは吏事を害する者有らば、父母・妻子皆な断ず」とある。「父母妻子」が同罪として連座する規定は、城内の団結を破壊し露骨な利敵行為を行なうなど、かなりの重罪を犯した場合のものである。こうした同罪規定は、雲夢睡虎地秦簡・法律答問に「夫盜三百錢、告妻、妻與飲食之、可(何)以論妻。非前謀毆、當為收。其前謀、同辜。……」(385・386)、「削盜、藏直百一十。其妻子智(知)、與食肉、當同辜」(387)等とあるごとく、犯罪行為に家族が共謀、もしくは関知していた場合に適用されるが、「夫盜千錢、妻所匿三百、可(何)以論妻。妻智(知)夫盜而匿之、當以三百論為盜。不智(知)、為收」(384)とあるごとく、関知していなかった場合には同罪とはならない。号令にも「敵に帰す者は、父母・妻子・同産は皆な車裂とす。先に之れを覺すれば、除く」とあり、犯罪行為を事前に通報すれば同罪・連座の適用は為されず、したがって当簡の同罪規定も、犯罪行為を家族が関知しながら放置していた場合におけるものであろう。

(訳文) ……に法がある。父母妻子はその本人と同じ刑

罰に処せられる。諸もろ□争は……

……【敵】人在城下、城中行者皆止、丈夫行789……

……【敵】人城下に在らば、城中の行者は皆な止め、丈夫行く<sup>①</sup>に789……

(1) 原註では、『墨子』号令「卒かに驚事有らば、中軍疾く鼓を撃つこと三たび、上城の道路、里中の巷街、皆な行くを得る無く、行く者は斬す」を引き、戒嚴の法とする。原註には引かれていないが、号令にはまた「人卒かにして至らば、厳しく吏民をして敢えて謹囂・三聚・並行すること無からしむ」ともあり、当簡の記述と一致する。よって当簡は原註の通り、敵襲に備えた城内の戒備体制に関する規定であろう。

(訳文) ……敵が城下にいた場合、城中を通行する者は全て止どめ、丈夫が通行する際に……

……罪。非時得行者唯守790……

……罪す。時に非ずして行くを得る者は唯だ守<sup>①</sup>790……

(1) 原註では、『墨子』号令「時に非ずして行く者は、

唯だ守及び太守の節を操ちて使<sup>つか</sup>する者のみ」を引く。これは敵襲を受け籠城体制に入った場合における規定であり、「守」とは号令「守将の営は三百人を下る無く」とある「守将」を指す。当簡も原註で引く号令と一致する。渡邊卓前掲「墨家の兵技巧書について」また「墨家の集團とその思想」(初出一九六一。渡邊前掲書第三部第二篇第一章)では、号令は秦墨が一世紀以上の期間をかけて成立させたものとする。あるいは『墨子』号令とよく似た部分は、そうしたなかで生じたその別系統の文章であるかもしれない。

(訳文) ……罪する。規定の時以外に通行することができざる者はただ守……

……禁邪為次、殺鶏狗毋令有声。□791……

……邪を禁じ次<sup>①</sup>を為し、鶏狗を殺し声を有らしむる毋かれ<sup>②</sup>。

□791……

(1) 『呂氏春秋』季冬に「諸侯の列を次す」とあり、

高誘注に「次は、列なり」とある。この「次」もな  
らべる、配置する”の意味であろう。

(2) 原註では『墨子』雜守「寇至らば、先ず牛羊鷄狗  
烏雁を殺し、其の皮革筋角脂腦羽を収め、毘は皆な之れ  
を剥ぐ」を引く。しかしこれは『早大』も指摘するよう  
に、敵襲に際し、城内における物資確保を述べるもので  
あって、「鷄狗を殺す」のは「声」を無くするため、と  
する当簡の意図にはそぐわない。これは城中の動静を敵  
側に察知されないようにする措置であって、籠城下にあ  
る住民への対策を述べたものであろう。

(訳文) ……悪事を禁じて味方の配置をして、鷄や犬を  
殺し鳴声をあげさせないようにせよ。□……

……城中之卒有792……

……城中の卒に……有らば792……

(1) 断片に過ぎ不詳。

……之令也。城上五十步而一樓。樓間為□□793……□二

百步而一出樓。三百步而一進行樓。進行樓所以遠視城794  
下及城外也。為高楮車、可以投五十步之内者。二百步而一。  
小回楮車五十步而一。五人之大楮(杯)、三人之小楮(杯)  
795……

……の令なり。城上五十步にして一樓あり。樓間に□□を為  
り793……□二百步にして一出樓あり。三百步にして一進  
行樓あり。進行樓は城794下及び城外を遠視する所以なり。  
高楮車を為り、以て五十歩の内の者に投ずべし。二百歩にし  
て一あり。小回楮車は五十歩にして一あり。五人の大楮(杯)、  
三人の小楮(杯)は795……

(1) 原註では『墨子』備城門「城上百歩にして一樓あ  
り」、「城上五十歩に一樓扠あり」[扠は誤か]を引く。  
樓については『釈名』釈宮室に「樓は牖戸の間に射孔有  
りて婁婁然たるを謂う」とあり、矢の発射機能をもつ防  
衛用の施設である。また「為」以下二字について、原註  
では上の字を「高」、下の字を「童」に従う字と推測す  
るが、写真では判読しがたく不詳。

(2) 原註では『墨子』備城門「土樓は百歩にして一」  
を引き、漢の隸書では「土」と「出」は字形が似ている

ことから、備城門の「土樓」は当簡にもとづき「出樓」の誤りとし、出樓とは、その樓が城堞（ひめがき）の外に突出していることからその名がついたとする。更に備城門「百歩にして一木樓あり。樓の広さは前面九尺、高さ七尺、樓軀「函か」は坩に居り、城を出ること十二尺」と、木樓と「土樓」出樓はともに百歩に一つ設置されるものであることから、両者を同一のものとして推測する。「出樓」を「城外につきでた樓」とする解釈について、戦国時代のものでは草店坊城（江村前掲表）、また以後の時代のものでは漢魏洛陽城の城壁に「墻垛」と呼ばれる、一定間隔ごとに城壁が外側に突出している部位があることが報告されている（中国科学院考古研究所洛陽工作队「漢魏洛陽城初步勘査」『考古』一九七三（四））。これは一般には「馬面」と呼ばれるものであり、やや時代は降るが、オールドス地方の無定河北岸において発見された五胡十六国・夏（四一三〜四二八）の都である統万城址にこれがきわめて良好な状態で残存し、城隅や城壁面に設置されていることが確認される。この「馬面」は守備兵を配置させることにより、城壁登攀する敵兵に効果的な攻撃を加える機能をもち、またこの上に樓を建築す

ることもあった（陝西省文管会「統万城城址勘測記」『考古』一九八一（三））。馬王堆三号墓出土帛書「小城図」の断片にもこの「馬面」が確認され、また「馬面」に樓が設置されたことを窺わせる記述が認められる（傅熹年「記顧鉄符先生復原的馬王堆三号墓帛書中的小城図」『文物』一九九六（六））。統万城の場合、例えば西城北壁五五七mに約五〇m間隔で十ヶ所、同南壁五〇〇mに八ヶ所に「馬面」が確認され、城壁の長さに対し「馬面」はおおよそ一〇分の一ずつの割合で設置されている。ところで備城門はその成書に末期墨家の関与が考えられ（渡邊卓「墨家の兵技巧書について」前掲）、備城門が想定する城の城壁規模には、一辺が三里（約一三五〇m）以上のものが含まれることになる（渡邊卓「墨家の守禦した城邑について」前掲）。そこに「土樓」が百歩（約一三五m）ごとに置かれるとすると、一辺三里の場合、城壁の長さ「土樓」はやはり約一〇分の一ずつの割合となり、統万城のそれと一致する。それ故当簡の「出樓」を備城門における「土樓」と同一物と見做す原註の解釈は是と思われ、更に「出樓」はかかる「馬面」に設置された樓を指すものと考えられる。

(3) 原註では『墨子』備城門「城上の備え。渠譚・籍車・行棧・行樓……あり」を引き、「進行樓」は備城門にある「行樓」と同類のものとする。是と思われる。「出樓(土樓)」が「馬面」に設置されたのに対し、この「進行樓(行樓)」は、「城上」すなわち通常の城壁上頂部に設置されたもの、という区別があったと思われる。

(4) 原註では『墨子』備城門「城上二十歩にして一籍車あり」、「五十歩にして一籍車あり」、「城上三十歩にして一籍車あり」を引き、籍車の制度が非常に詳細なものであること、また備城門「木の大きい囿、長さ二尺なるを以て、四分して、之れを中鑿し、炭火を其の中に置き、合して之れを霽おほいて、籍車を以て之れを投なず」を引き、籍車による火を使用する防御の方法は当簡と一致する、としている。籍車の機能については原註の通りと思われる。ただ備城門にある籍車は、あるいはその設置される歩数の違いにより、ここにある「高籍車」「小回籍車」のごとく更に細かく種類が分かれていたのかもしれない。

(5) 『墨子』備城門に「灰・糠・糝しん・杯ばい・馬矢ばふは、皆な謹んで之れを收藏す」とあり、問語では「杯」は「糠」の意とし、『通典』守拒法ではこの文章を承け「之れを

擲げて以て敵の目を眯ますなり」とある。この「杯(杯)」もおそらくは、目つぶし用のヌカであろう。「五人の大栝(杯)、三人の小栝(杯)」とあるのは、投擲する側が五人、三人とする大型・小型の「目つぶし弾」を指すものと考えられる。

(訳文) ……の令である。城上に五十歩(約六七m)ごとの一つの樓がある。樓間に□□をつくり、……□二百歩(約二七〇m)ごとに一つの出樓がある。三百歩(約四〇〇m)ごとに一つの進行樓がある。進行樓は城下及び城外を遠望するものである。高籍車をつくり、(城より)五十歩以内の敵人にものを投げつけるがよい。これは二百歩ごとに一つである。小回籍車は五十歩ごとに一つである。五人で投擲する大型の目つぶし弾、三人で投擲する小型の目つぶし弾は……

……母得□十七尺。后可以守及便斷(闕)。外葉(堞)高七尺、内796葉(堞)高四尺、外葉(堞)埤堥797……  
……□十七尺を得る母かれ。后に以て守り及び斷(闕)に便とすべし。外葉(堞)は高さ七尺、内796葉(堞)は高さ

四尺<sup>2</sup>、外葉(堞)の埤堥は797……

(1) 原註では『墨子』備城門「城上の広さ三步より四歩に到らば、乃ち以て闘いせしむると為すべし(乃可以為使闘)」を引き、備城門における「使」は「使」の誤りとする。両者は非常に近似した文章であるから原註の通りと思われるが、備城門の「乃」もあるいは当簡に従って「后」である可能性がある。また備城門では城壁上頂部の幅について述べるものことからして、当簡冒頭の「……毋得□十七尺」の記述もそれに関するものであろう。

(2) 原註では『墨子』備城門「城内に傳堞有り。因りて内堞を以て外と為す。其の間を鑿つこと深さ丈五尺、……城の外堞の内を下鑿すること深さ丈五、広さ丈二」、「使守するものをして、為に城の内堞の外にて餐を行なわしむ」を引き、内堞・外堞の呼称が見えることを指摘する。『墨子』雜守に「候は五十を過ぐる無く、寇、葉に至れば、随いて之れより去り、厭怠する無かれ」とあり、問詰に「葉と堞は同じなり。上文『雜守』に『渠(守城の機械)を樹つるに葉に傳く無きこと五寸』とあり。亦た

葉を以て堞と為す」とあることから、『早大』も指摘するごとく「葉」を「堞」の省文と考えて問題なく、当時の城壁には外側と内側それぞれに「ひめがき」を設置していたことがわかる。

(3) 原註では『墨子』備城門「俾倪は広さ三尺、高さ二尺五寸」、「積名」積宮室「城上の垣は睥睨と曰う。孔中より非常を睥睨するを言うなり」を引き、埤堥・俾倪・睥睨は同義とする。『積名』積宮室には上引の文章に続いて「亦た埤と曰う。埤は、裨なり。城の高さを裨助するを言うなり。亦た女牆と曰う。……或いは堞と名づく。其の重疊の義を取るなり」とある。『説文』に「埤は、城上の女牆なり。俦倪なり」とあり、また『広雅』積宮に「埤堥は、堞なり。女牆なり」、疏証に「字、或いは俦倪に作り、或いは睥睨に作り、或いは僻倪に作る」とある。以上の諸文献では俦倪(埤堥・睥睨)を「ひめがき」と同一視しているが、俦倪は「ひめがき」に開けられた孔を指すと考えられ、そうした孔は現在の西安城壁の「ひめがき」にも認められる(支那派遣軍総司令部「支那城郭ノ概要」一九四〇)。「ひめがき」に設けられた孔を俦倪とするならば、俦倪が「ひめがき」よりも小

さいのは当然であり、上にあげた『墨子』備城門の記述ならびに『釈名』、『説文』、『広雅』が俾倪を「ひめがき」と同一のものとするのは問題がある。あるいはこれらの文献には何らかの混乱があり、『釈名』も本来は「城上の垣の孔は睥睨と曰う」とあったのが、傍点部分が後に欠落した可能性がある。当簡の「外葉(堞)埤堦」は、城壁外側の「ひめがき」に設けられた孔を指すものと思われる。

(訳文) ……十七尺を□しないようにせよ。後日に守備及び戦闘の便としなければならぬ。外堞(外側のひめがき)は高さ七尺(約一・五m)、内堞(内側のひめがき)は高さ四尺(約九〇cm)とし、外堞の覗き孔は……

……□二百歩而一隔。必当出樓之下、善為之□而守之798、以射適(敵)遠卒及後行者。為爵穴葉(堞)足之下、可【□□】客者。十歩而一。為專隴於葉(堞)之中、可以密射外者799。廿歩而一。為蜚(飛)橦(衝)及繳張、可以破敵魯(櫓)百歩之内者。遂十五。劍戟固人備其所。弩二人共一、非適(敵)人傳城800、及在城下、卒不得服弩。弩恒

在將吏之所。城上面為一高候望之樓、及隅為一、以視適(敵)往来出入及□801……

……□二百歩にして一隔あり。必ず出樓の下に当たりて、善く之れに□を為り之れを守り798、以て適(敵)の遠卒及び後行する者を射る。爵穴を葉(堞)足の下に為り、【以て□せる】客の者を【□すべし。十歩にして一あり。專隴を葉(堞)の中に為り、以て密かに外の者を射るべし799。廿歩にして一あり。蜚(飛)橦(衝)及び繳張を為り、以て敵魯(櫓)せる百歩の内の者を破るべし。遂ごとに十五あり。劍戟は固より人の其の所に備う。弩は二人にして一を共にし、適(敵)人の城に傳き800、及び城下に在るにあらざれば、卒は弩を服するを得ず。弩は恒に將吏の所に在り。城の上面ごとに一高候望の樓を為り、及び隅に一を為り、以て適(敵)の往来出入及び□……を視る801……

(1) 原註では『墨子』号令「城上の吏卒の養は皆な舎を道内に為り、各おの其の隔部に當つ」、備梯「二十歩にして一殺、殺に一隔有り」、及び孫詒讓の「隔」と「隔」は通ずる、との説を引用するものの、当簡の「隔」と『墨子』の「隔」とはその性質を異にする、とする。

『墨子』の「隔」は、号令の間詁に「部は、隊なり。隔部は、即ち城上の吏卒什人の守る所の分地皆な隔有りて、以て其の疆界を別つ。下「号令」に『人ごとに自ら版に大書し、之れを其の署隔に著わす』とあり、則ち凡そ署に皆な隔有り」、備梯のそれに「殺（左右に横出したもの）の中に隔を為る。以て守圍の人及び器具を蔵す」とあり、「隔壁」もしくは「部隊・武器類が配置されたブース」といった意味をもつ。設置歩数から見れば確かに「二百歩」に「一隔」というのは、『墨子』の記述と大きく乖離するが、「隔」そのものに「性質の違い」を設定する積極的な根拠は見出せない。

(2) 原註では『墨子』備城門「城上に爵穴を為る。堞を下ること三尺、其の外を広げ、五歩に一。爵穴の大きき苜を容れ、高き者は六尺、下き者は三尺、疏数自適して之れを為る、……寇、城下に在らば、鼓音を聞き、苜を燔く。復た鼓すれば、苜を爵穴の中に内れ、外を照らす」を引く。当該部分の間詁には「城堞の間に空穴を為り、小さきこと僅かに爵を容るるのみを謂うなり」とあり。また備城門「樓五十歩にして一、堞下に爵穴を為る」とあり、間詁に「爵穴は城堞の間に孔穴を為るを謂うな

り」とあることから、『早大』も指摘するように「爵穴」は、「ひめがき」の下に穿たれた照明資材を差し込む穴を指すと考えられる。なお、備梯「爵穴燐燐を為る」の間詁に『爵』、呉鈔本の『雀』に作るは、同じなり。……爵穴・燐燐、蓋し亦た城間の空穴の名なり。其の小さきこと僅かに爵・鼠を容るるのみを明らかにするなり」とあり、「爵穴」の名はスズメが入ることの出来る程の小さい穴という意味に由来する。

(3) 原註では「専」を「転」と読み、「転牖」を漢代の烽燧遺址中より発見された、城牆上にとりつけ射手を掩護する木製の枠形の装置に比定する。原註のいう器物は、居延地方で発見されたものであり、居延漢簡に、例えば「転射一、昧墜（かたわく）、已作治」（EPT59・50）とある「転射」を指す（甘肅居延考古隊「居延漢代遺址の発掘和新出的簡冊文物」『文物』一九七八一、初師寶「漢辺塞守御器備考略」甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四）。なお『墨子』備城門に「転射機」に関する記述があり、勞幹「居延漢簡考証」（中央研究院歷史語言研究所專刊之十四『居延漢簡考釈之部』一九六〇）によれば居延漢

簡の「軋射」は、備城門の「軋射機」の略称との指摘がある。

(4) 原註では、「繳張」は未詳、「蜚橦」は「墨子」備城門にある「飛衝」とし、「飛衝」と「繳張」はどちらも投射器であろうとする。『説文』に「縶(繳)は、生なる絲纒なり。纒を短矢に系けて以て惟射するを謂う」とあり、「いぐるみの糸」とある。「繳張」は「百歩内の者」を攻撃しうるものからして、確かに投射器ではあるうが、より内容を絞れば弓の一種と考えられる。また「飛衝」は、『早大』も指摘するように間詁に「即ち衝車なり。……攻守通じて之れを用う」とある。更に『淮南子』覽冥訓「衝車を大きくし、重京を高くす」の注に「衝車は、大鉄を其の轆の端に著け、城を衝く所以なり」とある。これらからすると、「蜚橦」Ⅱ「飛衝」は投射器ではなく、城内より突進させ敵陣を破碎する戦車のよくなものと考えられる。

(5) 原註では『戦国策』斉策五「攻城の費、百姓檐蔽を理め、衝櫓を挙ぐ」を引き、「魯」を「櫓」とし、「蔽」は「櫓」どちらも矢石を遮蔽するものとする。たしかに『広雅』釈詁一に「蔽は、障なり」とあり、また『説文』

に「櫓は、大盾なり」とあることから基本的に原註の方向で是と思われるが、ただ「櫓」には『釈名』釈宮室に「櫓は、露なり。上を露わにし、屋覆無きなり」とあるごとく、「吹き抜けのやぐら」の意味があり、更に『六韜』龍韜・農器には「馬牛の車輿は、其の宮壘の蔽櫓なり」と、「蔽櫓」で車輛を利用したバリケードとする用法もある。先の「飛衝」Ⅱ戦車としての意味を踏まえると、「飛衝」が破碎すべき敵側の「防御用のバリケード」の意味と考えられる。

(6) 原註では『墨子』備城門「城の四面四隅に高き磨榭(樓のこと)を為り、重室子(富貴な家の子弟)をして其の上に居り敵を候し、其の態状と其の進退左右の移処する所を視さしむ」を引き、この部分はこれに近いとする。また備穴にも「穴に備うるものは、城内に高樓を為り、以て謹んで適人を候望す」とあり、ここにも類似する表現が見られる。

(訳文) ……□二百歩(約二七〇m)ごとに武器・部隊を配置する一区画を設ける。必ず出樓の下に設置し、よくこれに□してこれを守り、遠方にいる敵の兵卒及びそ

の後に続いて進軍してくる者を射る。タイムツを差し込む穴をひめがきの根元につくり、【そうして□する】敵を【□】する。十歩（約一三m）ごとに一つ設ける。射撃用の可動窓をひめがきの中につくり、ひそかに城外の敵を射る。二十歩（約二七m）ごとに一つ設ける。敵陣破砕用の戦車及び繳張（弓の一種か）をつくり、車輛などで防御をととのえた百歩（約一三五m）以内の敵を破るべきであり、それは敵側の攻撃路ごとに十五設ける。剣や戟は、もとより人ごとにその持ち場に備えるものである。弩は二人で一つを共有し、敵兵が城壁にとりつきむらがりたり、城下にいる場合でなければ、兵卒は弩を携行することは出来ない。そうでない場合は弩は常に指揮官である将吏のところにおいておく。城壁の一面ごとに一つの高候望の樓をつくり、また城の四隅にも一つをつくり、もって敵の往来出入及び□……を監視する……

（以上、佐藤直人訳註）

……囿、十歩一人、与四尺802……  
……囿、十歩ごとに一人、四尺の……を与え802……

（訳文）……囿、十歩ごとに一人を置いて四尺の……を  
与える……

……皆列、中圍当遂者二人列。外圍当803外者四人。圍戸之広母過二尺二寸、高母過五尺、无牖、法也。日食母過一斗星、令也。十日804……

……皆な列し、中圍<sup>①</sup>の遂<sup>②</sup>に当たる者は二人列す。外圍の外に当803たる者は四人。圍戸<sup>③</sup>の広は二尺二寸を過ぐる事母<sup>④</sup>く、高は五尺を過ぐる事母<sup>⑤</sup>く、牖<sup>⑥</sup>无きが、法なり。日食は日ごとに一斗の星<sup>⑦</sup>を過ぐる事母<sup>⑧</sup>きが、令なり。十日804……

（1）「圍」は『早大』は牢獄とみなす。下文の「戸」「牖」は、『説文』ではそれぞれ「護なり。半門を戸と曰う」、「壁を穿ちて木を以て交窓を為るなり」とする。すなわち「圍」には片側開きの扉が設けられており、窓を設けることが法律によって禁じられていることになる。窓を設けることが禁じられるということは、環境的に窓があつて然るべきであり、物理的にも可能だったことを意味し、さらに「戸」の幅や高さが厳密に規定されていることからすれば、「圍」とは『早大』のように牢獄、

またはそれに類似する施設かと思われる。しかし、八〇四簡・八〇五簡からは圍が内・中・外に区別されていたこと、その区別が高さによるものだったことがうかがえる。戦国から漢代の牢獄にこうした高さによる内・中・外の区別があったことは知られず、圍を牢獄と断定することはできない。或いは『墨子』号令「葆宮之牆必三重」のように、人質の収容施設等の障壁かもしれない。

(2) 「遂」を原註(13)は「攻城の道」とする。ここでも攻城用か否かは明らかではないが、道・通路と捉えてよいだろう。

(3) 原註では以上の両句の意味は不明とし、「…皆な中圍の遂に当たる者を列すること二人、外圍の外に当たる者を列すること四人」と読む可能性を指摘する。ここでは暫定的にテキストの句読に従っておく。

(4) 八〇四簡は「高毋過五尺」の「五」と「尺」の間で断裂する二簡を綴合しており、この間に一〜二字入る可能性もある。

(5) 「星」は不詳。『早大』は星を衡器の目盛りとする。或いは「脛」の略かもしれない。『爾雅』釈器に「米なる者は之を櫟と謂う」とあり、郭璞注は「飯中に脛有り」

とし、『經典釈文』に引く李巡注は「米飯の半脛半熟なるを櫟と名づく」とする。この場合の「脛」は火の通らない「なまごめ」の意味である。

(訳文) ……全て列し、中圍(牢獄の一種、或いは何らかの施設を囲む複数の障壁のうちの真ん中のものか)の通路に当たるものには二人を列し、外圍(牢獄の一種、或いは複数の障壁の外側のものか)の外側に当たるものには四人とする。圍(牢獄の一種、或いは何らかの施設を囲む障壁か)の扉の幅は二尺二寸(約五〇cm)を超えてはならず、高さは五尺(約一一二cm)を超えてはならない。窓を設けないこと。これらは法で定められている。一日の食糧は毎日一斗(約二ℓ)の星(衡器の目盛り、或いは火の通らない生米か)を超えてはならない。これは令で定められている。十日で……

……以斷辯入圍上為犯禁也。圍高五十五尺、内圍也。卅三尺、中圍也。廿七尺、外圍也。805……

……斷辯<sup>(1)</sup>して圍上に入るを以て禁を犯すと為すなり。圍の高五十五尺なるは、内圍なり。卅三尺なるは、中圍なり。廿七

尺なるは、外圍なり。805……

(1)「斷」は六八〇簡(六韜)・七九六簡(守法守令等十三篇)・九六三簡(同)にもみられるが整理小組はいずれも「鬪」と解している。また「辯」は四〇四簡(孫臧兵法)・四一〇簡(同)にもみられ、これはいずれも「辨」に解する。辯と辨は同じ意味で用いられることが多いが、「斷辯」を「鬪辯」と解せば、『史記』呉太伯世家「辯而不徳」の集解に「服虔曰く、辯とは鬪辯の若きなり」とし、『左伝』襄公二九年の同文の杜預注が「辯は猶お争のごときなり」とするように「あらそい」の意味になる。一方、斷は『説文』では「斫なり」とし、辨は同じく「判なり」とするため、「斷辨」と解して「きりわけける」という意味でとることも可能である。ここではとりあえず「鬪辯」と解しておく。

(訳文) ……争って圍(牢獄の一種、或いは何らかの施設を囲む障壁か)の上に入ることを禁令を犯す行為とする。圍の高さが五十五尺(約一二・四m)のものは内圍(牢獄の一種、或いは何らかの施設を囲む複数の障壁の

うち内側のものか)である。卅三尺(約七・四m)のものは中圍(牢獄の一種、或いは複数の障壁のうちの真ん中のものか)である。廿七尺(約六m)のものは外圍(牢獄の一種、或いは複数の障壁のうちの外側のものか)である。

……百之吏、母下七十枚。長枚母下卅。所以造城上之用806……  
6……

……百之吏<sup>①</sup>、七十枚を下る母れ。長枚は卅を下る母れ。城上の用を造る所以806……

(1)「百之吏」とは、『墨子』迎敵祠に「百歩ごとに百長有り」とあり、号令に「大将、人をして行守せしむに、信符を操らしめよ。信符合せず、及び号の相い応ぜざる者は、百長以上、輒ち之を止め、以て大将に聞せ」とある。「百長」・「百長」等を指すものかもしれない。また『漢書』鼂錯伝に「古の辺県を制して以て敵に備うるや、五家をして伍と為さしめ、伍ごとに長有り。十長をして一里たらしめ、里ごとに假士有り。四里をして一連たらしめ、連ごとに假五百有り」とあり、一九三〇〜三一年

出土の居延漢簡に「昭武騎士益広里王彊一属千人霸・五百優・士吏寿」(五六〇・一三)とあるように、漢代やそれを遡る時期に「五百」なる官が存在した。「伯之吏」とはこうした五百の類を指す可能性もある。

(2) 原註はこの簡の内容が、器械製作用の木材についてのものである可能性を指摘する。そして『墨子』号令、城郭守備の際に、城外の木材を全て城内に入れ、吏がその持ち主と契約書を作り、「其の枚数を書」くとする記述を引き、簡文の「枚」字の用法はこれと近いものがあるとする。

(訳文) ……伯の吏は、(木材は)七十枚以上でなければならぬ。長めのものであれば四十枚以上でなければならぬ。城郭の上の機材を作るためである……

……皆人一。積大瓦及石於城上。靈(甌)辟(甕)之重皆五斗以上、母下人五十。小石及毀瓦・碇・疾(蒺)蒺(藜)、母下人百。五歩807一器、水必受百斗、置兩木移其中。為周道、広廿尺。廿歩一甕竈、百歩一井、離城母過廿歩。廿歩一屏(庌)、離808城母過十五歩。下之屏(庌)者必銜枚、

二人俱。【不從令者】斬。莫(暮)必置兔(斥)者城外、以視適(敵)進芮(退)変能(態)請、而為809。長耳目城中、以觀姦邪事變。諸官府室屋壯(牆)垣及家人室屋器械(械)可以城守者、盡810用之。不聽令者斬。恒木及椽面為四積、小石面為二所、毀鉄及毀金器面為一積。皆於城811下。城守之備也。積石及毀瓦・靈(甌)辟(甕)・疾(蒺)蒺(藜)於城下。百歩而一積。城守之造也。五百卅812……皆人ごとに一。大瓦及び石を城上に積み。靈(甌)辟(甕)の重は皆な五斗以上<sup>1)</sup>、人ごとに五十を下る母れ。小石及び毀瓦・碇・疾(蒺)蒺(藜)は、人ごとに百を下る母れ<sup>2)</sup>。五歩ごとに807一器、水は必ず百斗を受け、兩木移を其中に置き<sup>3)</sup>。周道を為ること広廿尺<sup>4)</sup>。廿歩ごとに一甕竈<sup>5)</sup>、百歩ごとに一井、城を離ること廿歩を過ぐる母れ。廿歩ごとに一屏(庌)、離808城(城を離ること)十五歩を過ぐる母れ。下りて屏(庌)に之く者は必ず枚を銜み、二人俱にせよ。【令に従わざる者は】斬す<sup>6)</sup>。莫(暮)なれば必ず兔(斥)者を城外に置き<sup>7)</sup>、以て視適(敵)進芮(退)変能(態)請而為(以て適の進芮変能の請をを視、而して)<sup>8)</sup>。809耳目を城中に長じ、以て姦邪の事變を觀よ。諸官府の室屋の壯(牆)垣及び家人の室屋の器械(械)の以て城守に給すべき者は尽

く810之を用いよ。令を聴かざる者は斬<sup>13</sup>。恒に木及び椽は面ごとに四積を為し<sup>12</sup>、小石は面ごとに二所を為し、毀鉄及び毀金器は面ごとに一積を為せ<sup>13</sup>。皆於城811下(皆な城下に於いてせよ)。城守の備なり。石及び毀瓦・靈(甌)辟(甌)・疾(疾)莉(黎)を城下に積め。百歩にして一積せよ。城守の造なり。五百冊八812

(1) 原註では『爾雅』積宮及び郭璞注により、靈辟とは「甌甌」と読むべきであり、煉瓦のことであると指摘する。また、「靈辟の重は皆な五斗以上」とあることについて、居延漢簡の「壑広八寸、厚六寸、長尺八寸、一枚用土八斗、水一斗二升」という記載を引用し、漢簡では煉瓦製造用の水と土をいずれも斗で計量していることを指摘する。

靈辟が煉瓦を意味することについては異論はないが、若干の資料を補足しておく。『漢書』酷吏伝・尹賞伝に「令辟を致して郭を為す」とあり、陳直『漢書新証』(第二版、天津人民出版社、一九七九)は同文について、『隸統』卷二〇に「尉府靈壁傳文」が著録されていること、また陝西省韓城峽芝川鎮扶荔宮遺跡で正方形の煉瓦

が発見され、そこでは「令辟」、「靈辟」の二種の書き方があること等を指摘している。陝西省文物管理委員会「陝西韓城峽芝川漢扶荔宮遺址的發現」(『考古』一九六一—三)によれば「夏陽扶荔宮令壁与天地無極」とある煉瓦は六個の破片から復元したもので、一辺三〇cm、厚さ四cm、このほか「□宮靈」の文字のある破片が見つかっており、報告者は『隸統』の「尉府靈壁傳文」より「靈」字の下に「壁」字があったと想定している。

また「靈辟の重は皆な五斗以上」に関して、『墨子』備城門に「瓦石重二斗以上」とある。王念孫『讀書雜誌』は備城門の記載について「斗は当に斤に為るべし」としているが、重量を升斗で表現することもあったのかもしれない。

(2) 碣は不詳。八一二簡、八一三簡では小石・石・毀瓦・靈辟・疾莉等を城壁の上下に配備することを述べており、物品の構成が八〇七簡に類似するが、ここでは「毀鉄及び毀金蓋」を配備するよう指定している。『説文』金部に「錡、…江淮の間は釜を錡と謂う」とある。碣は錡であり、「毀瓦碣」とは毀瓦と毀釜を意味するのかもしれない。或いは金ではなく石に従っていることからす

れば、碇とは金属製ではなく陶製の釜を指す可能性もある。

蒺藜は「まきびし」の類。鉄製の蒺藜らしきものは漢長安城未央宮遺址から出土している（中国社会科学院考古研究所『漢長安城未央宮——一九八〇—一九八九年考古發掘報告』中国大百科全書出版社、一九九六、上、四四—四五頁）。また、初師寶『漢辺塞守御器備考略』（前掲）によれば木製のものが多く出土しているようである。

(3) 原註では『墨子』備城門の「五歩ごとに一罌、水を盛り、奚【蠡】有り。奚蠡は大、一斗を容る」を引き、奚蠡を水汲み用の器具とし、簡文の移も同様のものとする。移は馬王堆一号漢墓出土遺策に「漆画大移容四升十」、「二石方漆画移十幸酒杯卅枚」（一八四簡、一八七簡）とあり、「漆画大移」、「漆画移」は出土した容量四升の漆耳杯（長二四cm、寛一七・八cm、高七・三cm）一〇個に比定されている。ここでいう移がこうした飲酒器そのものを指すとはやや考えがたいものの、何らかの「さかづき」の類であるかもしれない。

(4) 原註は『墨子』備水「城内塹外の周道は広八歩」、備城門「城下の州（周）道内、百歩ごとに一積薪」を引

き、周道とは城壁に沿った道路を指すとする。

(5) 原註は『墨子』備城門「城上、三十歩ごとに一罌」を引き、罌を『墨子』号令及び雑守はいずれも「罌」（注）としており、簡文と一致することを指摘する。

罌について議論が為されてきたが、前掲の初師寶『漢辺塞守御器備考略』は居延漢簡にみられる煙造・罌・罌罌を烽火台の基部に設けられた、煙突付きの烽火の罌とする。

(6) 原註は『墨子』備城門「百歩ごとに一井、井ごとに十甕、木を以て繋連を為す」を引く。

(7) 原註は、屏は「屏」と読むべきとし、『爾雅』積宮によって厠（かわや）と解する。そして備城門「五十歩ごとに一井屏」を引き、孫詒讓の井屏を屏厠と解する説を紹介している。

(8) 原註は『墨子』備城門「五十歩ごとに一厠、下と厠を同にす。厠に之く者は操を得ず」を引き、また、簡文が「斬」字の上にあった「不聴令者」或いは「不從令者」の四字を書き落としている可能性を指摘する。しかし、原註のように「不聴令者」等を誤脱したとする以外に、原文通り「二人俱にすれば斬」と読んで意味は通

る。ここではとりあえず原註に従っておく。

(9) 原註は古音の近さと前後の文章から「兎」を斥候の「斥」と解し、『墨子』号令「候者は曹ごとに三百人を過ぐるること無く、日暮なれば之を出す」、雜守「候は五十を過ぐる無く……日暮なれば之を出す」、『釈名』積船「五百斛以上の小屋を還有せるを斥候と曰い、以て敵の進退を視るなり」、備城門「……適(敵)を候い、其の能(態)状と其の進【退】左右して移処する所とを視る」を引く。

(10) 原註は芮を退の仮借とし、請を情、為を偽と読むべきとする。さらに「而為」を「為而」の誤倒とし、而を次の文章の冒頭とみなす。芮が退と通用する例は馬王堆三号墓出土帛書老子甲本七二行、一〇四行等(『馬王堆漢墓帛書「老」』文物出版社、一九八〇)にみられる。

(11) 原註は『墨子』備城門「民室の材木瓦石の以て城の備に益すべき者は尽く之を上げ。令に従わざる者は斬」、号令「郭を去ること百歩、牆垣樹木は小大尽く之を伐除し……外の空室(室屋)は尽く之を発き、木は尽く之を伐り、諸々の以て城を攻むべき者は尽く城中に内れよ」を引く。なお、ここで「諸官府室屋壯(牆)垣及家人室屋

器械(械)」と官府室屋と家人室屋とで徵発対象が異なるのは、八六七簡から八六八簡にかけて「官府毋長、器械苦使」とあるように、官府の本来的機能が器物の管理にあったためだろう。

(12) 原註は櫟を梢と読み、『広雅』積木により柴と解す。そして『墨子』旗幟「凡そ守城の法、石に積有り、樵薪に積有り、菅茅に積有り、藿葦に積有り、木に積有り、炭に積有り、沙に積有り、松柏に積有り、蓬艾に積有り、麻脂に積有り、金鉄に積有り、粟米に積有り」、雜守「木を積むに、各々長短大小悪美形相を以て従え、城の四面の外は各々其の内に積め」を引く。

(13) 原註は『墨子』雜守「寇近かづかば、亟に諸雜(離)郷の金器若しくは銅鉄及び他の以て守事を左くべき者を収めよ」を引く。

(14) 五百卅八とは、九二一簡に「法制明度量也 九百六」とあるように、一篇の総字数を示すものだろう。こままでの体例から、一簡の字数を三〇〜四〇字とすれば、五四八字は一五〜二〇簡程度になる。原註(1)は本篇が七九二簡以前と、七九三簡以後とで別の篇である可能性を指摘するが、五四八字は七九三簡からこの八一二簡

までの総字数としてふさわしい。

(訳文) ……全て一人あたり一つ。大瓦と石を城壁上に積むこと。五斗(約一三・六ℓ)以上の(水と土を用いた)煉瓦を一人五〇個以上用意すること。小石、瓦の破片や碓(釜か)、蒺藜(まきびし)は一人あたり一〇〇個以上。五歩(約六・七五m)ごとに水が一〇〇斗(約一九四ℓ)以上入った器を置き、水汲み用の器二つをその中に用意するように。城壁に沿った道は幅二〇尺(約四・五m)に作れ。(道沿いに)二〇歩(約二七m)ごとに烽火用の竈を一つ、一〇〇歩(約一三五m)ごとに井戸を一つ用意すること。これらは城壁から二〇歩(約二七m)以上離れてはいけない。二〇歩(約二七m)ごとに廁(かわや)を一つ用意すること。この場合は城壁から一五歩以内(約二〇・二五m)。城壁を下りて廁に行く際は、(声を出さないよう)必ず枚を口に含み二人で行くこと。(この令に従わない者は)斬刑に処す。日が暮れたら斥候を城外に置き、敵の進退・異常・虚実を伺うこと。また、城内にも注意し、おかしな動きがないかを見定めるように。役所の施設の垣根や一般民家の器

物のうち、城郭守備に使えるものは、全て使うように。

この令を聴かない者は斬刑に処す。常に木や柴を城壁の一面ごとに四ヶ所に集積するように。小石は一面ごとに二ヶ所、使い物にならない鉄器及び銅器は一面ごとに一ヶ所に集積するように。全て城壁の下に置くこと。これらは城郭守備のために備えてあるものである。石、瓦の破片、煉瓦、蒺藜(まきびし)も城壁の下に集積しておくように。一〇〇歩(約一三五m)ごとに一ヶ所とする。これらは城郭守備のためのものである。五四八字。

(以上、仲山茂訳註)

(さとう なおと 名古屋大学COE研究員)  
(なかやま しげる 名古屋大学大学院研究生)